

狛江の放射能を測る会 会則

(名称および事務所)

第1条 本会は狛江の放射能を測る会(以下「会」と称し、事務所を和泉本町3-35-8に置く。

(目的)

第2条 福島第一原発事故を教訓に、原発の無い社会の可能性を学ぶ。また、現に生じた汚染の実態、健康と生活に与えた被ばくの実態と対策、放射能が与える様々な影響について学び、狛江市民に原発の在り方と放射能汚染・被ばく問題についての普及活動を行う。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するために、以下の活動を行う

1. 原発に依存しない社会生活に切り替えることをはじめ、汚染の実態調査と被ばくの実態・健康管理、早期の生活回復と家屋・土壌の除染ないし代替え措置に関する学習。
2. 狛江市内の空間線量の実態を知るため、市内40数点の定点の放射能測定を実施し、その結果を広く市民に知らせる。
3. 必要性和市民の要望に応じた定点以外の狛江市内での放射能測定、および被災地福島での放射能測定を通して、放射能汚染の実態を得る。
4. 上記に関する学習や測定結果などを含め狛江市民に放射能に関する知識の普及に努めるとともに、原発の在り方や放射能汚染に関する問題提起をするための講演会活動などを実施する。
5. その他、会員が一致する点での具体的行動。

(会員)

第4条 会員は主に狛江市民、あるいは狛江市に勤務する者によって構成される。

入会には会員の同意を必要とする。脱会は本人の自由意思とする。

(役員)

第5条 会に以下の役員を置き、互選による。

代表 1名 会計 1名

(総会)

第6条 総会は年1回、代表が招集し、出席会員から議長を互選で選出する。

(会費)

第7条 会費は別に定める。

附則

本会則は、2014年6月1日から施行する。